

特記仕様書

工事番号	2022107851
工事名	通学路標識板等改修工事

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。

- ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
- ・工事請負契約書
- ・愛知県建設局発行土木工事標準仕様書
- ・関係法令及び諸工事基準

なお、土木工事標準仕様書は、愛知県建設局土木部建設企画課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示
I 工法関係	① 工事施工関係	1	工法指定	指定工種及び工法		
				工法指定する理由		
		2	仮設工事	仮設工法		
				仮設工法選定条件		
		3	仮設備	仮設備の構造		
				仮設備の施工方法		
				仮設備の設計条件		
		4	薬液注入	設計の前提条件		
				施工区分		
				材料種類		
				施工範囲		
				削孔本数及び延長		
				注入量及び注入圧		
		5	現場発生品	周辺環境調査の内容		
				品名・規格・数量		
				引渡場所・運搬距離		
		6	支給品及び貸与品	再使用の有無		
				品名・規格・数量		
				品質・性能		
		7	部分使用	引渡場所・運搬距離		
				部分使用箇所		
				部分使用時期		
	② 工事用道路	○	一般道の使用	部分使用目的		○
				搬入経路		
				搬出経路		
				使用期間	工事期間中	
				使用時間帯	原則9時から17時まで	
				使用中・使用後の処置内容	片側交互通行	
		2	仮道路	仮設道路の構造		
				安全施設等の設置内容		
				安全施設等の設置期間		
				工事終了後の存置・撤去		
				維持補修の内容		
II 工程関係	① 関連工事	③	品管	1	品質管理	品質管理に関する条件
		○	1	関連工事	関連する工事名及び発注者	通学路整備工事 安城市維持管理課
					関連する工事内容	区画線、カラー塗装
					調整結果内容	
					施工に係る条件	緑工区の工程調整を実施すること
		2	公共補償工事等 他管理者協議		管理者名	
					協議結果内容	
					施工に係る条件	
					協議成立見込時期 (未了の場合)	
		3	占用支障物件協議		占用支障物件名	
					協議結果内容	
					施工に係る条件	
					協議成立見込時期 (未了の場合)	

大項目		中項目		適用項目	小項目		明示事項		内容			参考明示				
III	用地関係	② 関係機関			1 関係機関協議		協議機関名									
							協議結果内容									
							施工に係る条件									
							協議成立見込時期 (未了の場合)									
					○ 2 交差協議		協議機関名			公安委員会						
							協議結果内容									
					3 地元調整		施工に係る条件			安全管理計画書(保安設備図等)の作成						
							調整結果内容									
					4 法令等手続き		施工に係る条件									
							手続き先機関									
							協議結果内容									
							施工に係る条件									
					協議成立見込時期 (未了の場合)											
IV	安全策関係	① 安全策関係		1 借地		場所及び範囲										
						時期及び期間										
						使用条件										
						復旧方法										
				2 工事用地の復旧		工事に必要な土地の借地料										
						場所及び範囲										
						時期及び期間										
						使用条件										
				3 事業損失防止調査		復旧方法										
						事前・事後調査の区分										
						調査時期										
						調査方法										
V	建設副産物	① 建設発生土		1 建設発生土の利用		調査範囲										
						調査項目										
						配置位置		配置人数		時間	交替要員	期間	備考			
						A	B									
				○ 3 A…公安委員会の検定合格者 B…資格者以外		市道 東端和泉2号線ほか			9:00-17:00			無	2日			
						市道 村高桜井線ほか										
				警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当												
				上記該当路線名			市道 村高桜井線ほか									
				交通誘導警備員配置図			愛知県の道路工事保安設備設置基準とのおりとする									
				交通誘導警備員配置期間算出表												
VI	土砂災害対策	① 土砂災害対策		1 土砂災害対策の実施		搬入元利用方法			数量		土質区分	片道運搬距離	備考			
						現場利用条件		土質試験箇所・数	項目							
				○ 2 土砂災害対策の実施				土質改良								
						仮置き場										
						現場利用条件		土質試験箇所・数	項目							
				土質改良			設計書のとおり (数量については変更対象とする)			IV		設計書のとおり				
				仮置き場												

大項目		中項目		適用項目	小項目		明示事項		内容			参考明示	
VI	② 建設廃棄物	○	1 建設廃棄物の処理				搬入元利用方法	数量	処理等施設の名称	片道運搬距離	処理方法受入条件等	○	
							アスファルト殻	設計書のとおり	中間処理施設	設計書のとおり			
							コンクリート殻						
							濁水						
VII	① 資料の確認						1 地質調査報告書の貸与						
							2 測量成果簿の貸与						
							3 用地境界杭の確認資料提示						
							4 測量基準点の確認資料提示						
							5 地下埋設物の確認資料提示						
							6 設計委託成果の貸与						
VIII	その他	① その他					1 調査・試験等に対する協力						
							2 工事施工後にしか設計数量が定まらない工種						

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城市工事請負契約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目の内、施工方法及び施工管理計画については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第12条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)」は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が認めない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(架空線等上空施設)

第13条 受注者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(工期設定条件)【参考明示】

第14条 工期には、施行に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでおり、特記仕様書として参考明示する。

準備期間	90日間
後片付け期間	30日間
雨休率	0.75

(占用物等の確認)

第15条 工事施工区間に上下水・ガス・農水等の埋設物がある場合は、事前に確認してから施工すること。

(現場精査)

第16条 現地踏査、測量等により設計図書との精査を行い、その結果を監督員と協議したうえで工事に着手すること。